

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
平成 29 年 10 月 25 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1700205号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1700174号

第1 結論

請求者のA社における平成19年7月13日の標準賞与額を25万円に訂正することが必要である。

平成19年7月13日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成19年7月13日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和52年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成19年7月13日

A社に在職中の平成19年7月13日に同社から賞与が支給されたが、厚生年金保険の記録によると、当該賞与は保険給付の対象とならない記録となっている。当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、当該記録を保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社が年金事務所に提出した請求者に係る賃金台帳により、請求者は、請求期間において同社から25万円の賞与の支払を受け、標準賞与額25万円に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の請求期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、年金事務所に対し、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成22年5月24日に提出し、請求期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。